

明海大学 不動産学部

## 不動産の不思議

学生たちの視点と発見

第226回

緑道への出入りをためらわせるようになっている。

老人ホームの避難通路として作られた緑道のようだが、老人ホームの避難の安全を考えれば、途中2カ所の行き止まり道路と接する部分から、行き止まり道路に避難できるとより安全である。一方、住宅地からみても行き止まり道路の行き止まり部分から緑道側に避難できるとより安全である。安全な避難という目的

真の緑道は幅員が不足

しかし、避難用に使

うことは事実で、2点提案したい。

1点目は、誘導サインの導入である。

防災、減災対策には避難誘導をスム

ーズに行なうことが大切だ。避難路サ

## 緑道の役割

賀志野市内の住宅街を歩いていると1つの通路に目が留まり、誘われるように入っていった。蛇行する歩行部分がインターロッキングで仕上げられ、両脇には植栽がある。周辺の区画道路とは異質で、緑道のような空間は魅力でもあり不思議でもあった。



内藤 希

不動産学部3年

緑道を進むと、住宅地の行き止まり道路2本と接しながら、最終的には右側の老人ホームにつながっていた。行き止まり道路と接する部分は仮設のバリケードが置かれていて、

を共有しながら、実際の空間はそうなっていない。

そこで、避難路に位置付けたところができないか調べた。避難路は地震

防災対策特別措置法第3条1項に基づいて基準が定められ、「広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路又は緑道」であって、①幅員が15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道②沿道市街地における土地

の魅力的な空間を提供し、非常時は避難の安全を確保する。地

域の魅力づくりと安全に貢献す

ることだ。一方で、避難路を確保する

ことだ。一方で、避難路では災害時に建物の倒

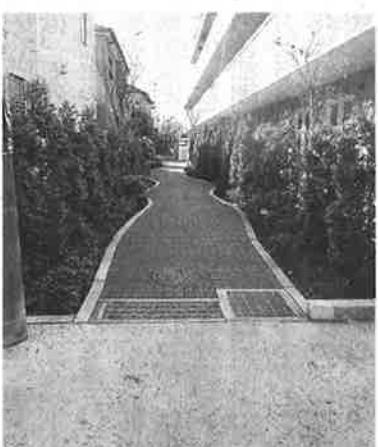
壊や火災など道が塞がれると、避

難や消防活動などが困難になる。行

き止まり道路と緑道の間の障害を撤

## 教員のコメント

人口と経済の成長を前提とした法律体系のもとで行う、公法型の都市や建築づくりは完成型にある。むしろ公法型それ自体が限界にあり、私法型で魅力や安全を創る段階にある。魅力を評価し、それを支援すべきとの若い指摘が次代を示唆している。



不思議な緑道。避難路に活用することはできないかと考えた